

その他の見直しについての個別論点の検討

（前注1） 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「試案」という。）において定義されている用語は、特段の言及がない限り、本部会資料においても、同一の意義で用いている。

（前注2） 【 】内には、[会社法制（企業統治等関係）部会資料| 18](#)において関連するパブリックコメントの結果が記載されている主な箇所の頁を記載している。

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の資格

弁護士及び弁護士法人についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするについて、どのように考えるか。【120頁以下】

（注） 社債管理補助者が自然人である場合には、社債管理補助者が死亡したときも、会社法第714条と同様の規定の適用があるものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

パブリックコメントにおいて、試案第3部第1の1(2)については、会社法第703条各号に掲げる者に加えて、弁護士及び弁護士法人についても社債管理補助者の資格を付与することについて賛成する意見が多数であった。

パブリックコメントにおいては、弁護士及び弁護士法人による利益相反行為等について懸念する意見があった。利益相反行為は社債管理補助者の公平誠実義務に違反するものと解されるが、仮に、弁護士及び弁護士法人についても社債管理補助者の資格を付与するものとする場合には、利益相反行為等についての懸念に対する弁護士会の会則等による適切な実務対応のルール作りが必要であるとも考えられる。そこで、本文1(1)の本文においては、弁護士及び弁護士法人についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

また、パブリックコメントにおいては、自然人である弁護士が社債管理補助者となる場合には、社債の償還期間が長期にわたると、途中で死亡等により社債管理補助者が不在となる可能性があることについて懸念する意見もあった。社債管理者の場合には、全て法人であることが想定されており、当該法人が解散したときは、会社法第714条の規定により、社債発行会社が事務を承継する社債管理者を定めなければならないこととされている。試案においては、社債管理補助者についても、同条と同様の規律を設けるものとするものとされているが、仮に、弁護士についても社債管理補助者の資格を付与するものとする場合には、社債管理補助者が死亡したときも、会社法第714条と同様の規定の適用があるものとするのが考えられる。そ

ここで、本文1(1)の(注)においては、社債管理補助者が自然人である場合には、社債管理補助者が死亡したときも、同条と同様の規定の適用があるものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。なお、上記の利益相反行為等についての懸念に対してと同様に、仮に、弁護士に社債管理補助者の資格を付与する場合には、弁護士は自然人であるということ踏まえた弁護士会の会則等による適切な実務対応のルール作りが必要であるとも考えられる。

(2) 社債管理補助者の権限等

ア 試案第3部第1の1(4)のような規律を設けるものとするかどうか。

【123頁以下】

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、試案第3部第1の1(4)については、これに賛成する意見が多数であった。なお、()仮差押え、仮処分等の債権保全手続や、()倒産手続における債権査定の申立てを から除外すべきであるという意見があった。もっとも、()についてみると、仮差押え、仮処分等の債権保全手続をいつすべきかという判断は、その性質上裁量をもって行われるものである。社債管理者よりも裁量の限定された権限のみを有するものとした上で、責任についても社債管理者ほどの厳格な規定を設けないものとしている社債管理補助者の基本的な位置付けからすると、社債管理補助者に仮差押え、仮処分等の債権保全手続を社債権者集会の決議によらずに行うことができることを認めることは難しいものと考えられる。また、()についてみると、パブリックコメントにおいて、倒産手続における債権査定の申立て(破産法第125条第1項、民事再生法第105条第1項、会社更生法第151条第1項)をし、手続を進行することは、訴訟手続を進行することと同程度に裁量のある行為であることなどからすると、 から除外すべきでないという指摘があった。債権査定の申立てをするかどうかは債権の届出の後に問題となり、社債権者において、債権査定の申立ての期限を徒過してしまうおそれは、債権の届出の場合ほどに懸念されるものではないとも考えられる。そのため、倒産手続における債権査定の申立てについても、社債権者集会の決議によらずに行うことができるものとはしないことが相当であると考えられる。

以上のことから、本文1(2)においては、試案第3部第1の1(4)のとおり規律とするものとするを提案している。なお、社債権者は、自らの社債について()又は()の行為をする必要がある場合には、自ら、その有する社債についてのみこれらの行為をすることができ、常に社債権者集会を招集し、社債管理補助者を通じて社債の全部についてこれらの行為をしなければならないものではない。

イ 社債管理補助者についても、会社法第740条第3項と同様の規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

会社法第740条第3項は、社債管理者がある場合には、当該社債管理者に対しても、社債

発行会社が資本金の額の減少等をするときにおける債権者異議手続における催告をしなければならないこととする規定である。なお、社債管理者は、社債権者集会の決議によらないで債権者異議手続において異議を述べる権限を有しており、委託契約によりこの権限は排除することができることとされているが(同条第2項)、同条第3項は、この権限が排除されている場合にも、適用があることとされている。

社債発行会社と社債権者との間の情報伝達の仲介を社債管理補助者の中心的な職務と位置付けるものとする、社債管理補助者が社債発行会社から債権者異議手続における催告を受け、社債権者に対してこれを伝達することも重要な職務であるという考え方があり得ると思われる。

そこで、本文1(2)イにおいては、社債管理補助者についても、会社法第740条第3項と同様の規律を設けるものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

なお、社債管理者と異なり、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらないで異議を述べる権限を有しないものとし、自らの判断で社債権者集会を招集する権限も原則として有しない(試案第3部第1の1(10) から まで)ものとするを前提としている。仮に、会社法第740条第3項と同様の規定を設けるものとする場合において、社債管理補助者が催告を受けたときは、当該社債管理者は、委託契約に従い、社債権者にその事実を報告等し(試案第3部第1の1(4) 参照)、社債権者の判断を仰ぐこととなるものと考えられる。

(3) その他

その他については、試案第3部第1の1のような規律を設けるものとする
ことで、どうか。【119頁以下】

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、試案第3部第1の1のその他の点については、これに賛成する意見が多数であった。そこで、本文1(3)においては、試案第3部第1の1のその他の点については、いずれも試案のような規律を設けるものとするを提案している。

2 社債権者集会

(1) 元利金の減免

試案第3部第1の2(1)のような規律を設けるものとする
ことで、どうか。

【133頁以下】

(注) 社債が発行された後にその金利が変更されることで、発行会社に対する評価や債権に対する評価が誤認されてしまう可能性があるのではないかという意見について、どのように考えるか。

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、試案第3部第1の2(1)については、これに賛成する意見が多数であった。そこで、本文2(1)の本文においては、試案第3部第1の2(1)のような規律を設けるものとするを提案している。

なお、当部会における審議経過に関する報告を行った法制審議会第180回会議において、

社債が発行された後に、その金利が変更されることにより、発行会社に対する評価や債権に対する評価が誤認されてしまう可能性があるのではないかという懸念が示され、当部会において議論いただきたいという意見があった。そこで、本文2(1)の(注)においては、このような意見について、どのように考えるかを論点として掲げている。

(2) 社債権者集会の決議の省略

試案第3部第1の2(2)のような規律を設けるものとするので、どうか。

【135頁以下】

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、試案第3部第1の2(2)については、これに反対する意見はなかった。そこで、本文2(2)においては、試案第3部第1の2(2)のような規律を設けるものとするを提案している。

なお、試案第3部第1の2(2)は、担保付社債信託法上の社債権者集会の法定決議事項についても適用があることを前提としている。

第2 株式交付

試案第3部第2のような規律を設けるものとするので、どうか。【136頁以下】

(補足説明)

1 本文について

パブリックコメントにおいて、試案第3部第2については、株式交付に関する規律として試案第3部第2の1から5までのような規律を設けるものとするに賛成する意見が多数であった。そこで、本文においては、試案第3部第2のような規律を設けるものとするを提案している。

2 株式交付を利用することができる場面について

パブリックコメントにおいては、試案第3部第2の1 について、()既に子会社である他の株式会社の株式を追加で取得する場合、()他の株式会社を会社法施行規則第3条第3項第2号又は第3号に掲げる場合における子会社とする場合並びに()買収先が持分会社である場合についても、株式交付を利用することができるものとすべきであるという趣旨の意見等があった。

他方で、パブリックコメントにおいては、上記()については、既に子会社である他の株式会社の株式を買い増す場合等についても株式交付を利用することができるものとするときは、制度の外延が過度に広範なものとなり、かえって適切な制度内容とすることが困難となる可能性があるという意見もあった。また、上記()については、株式交付を利用することの可否の基準は明確である必要があるという意見や、会社法施行規則第3条第3項第2号の要件には規範的な内容が含まれており、同号の要件を満たす子会社とする場合についても株式交付を利用することができるものとする、買収スキームの検討に際して株式交付を利用することができるか否かを明確に判断することができないなど、かえって実務上の混乱を生

じさせる可能性があるという意見もあった。そして、上記()については、持分会社については議決権の数によって影響力、支配力を判断することが妥当でないため、子会社となる会社の支配権取得につき客観的な基準を設ける今回の提案において株式交付子会社となり得る会社から持分会社を除外し、株式交付子会社となり得る会社を株式会社及びこれと同種の外国会社に限定することは妥当であるという意見もあった。

株式交付は、会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に該当する親子会社関係がなかった株式交付親会社と株式交付子会社との間に当該親子会社関係が創設されるということに着目し、完全親子会社関係が創設される株式交換を参考として、会社法第199条第1項の募集によらずに株式交付親会社の株式を交付することができるものとし、親子会社関係を円滑に創設することができるようにする制度である。しかし、上記()のように既に子会社である他の株式会社の株式を追加で取得する場合には、親子会社関係が創設されるという要素はなく、これを今回提案している株式交付に関する規律の適用対象とすることは、その制度趣旨からすると困難である。

そして、株式交付については、これを利用する場合には、検査役の調査（会社法第207条）や募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任（同法第212条、第213条）に相当する規律の適用はないものとする一方で、試案第3部第2の5に掲げる手続等をとらなければならないものとするなど、同法第199条第1項の募集により株式の発行等をする場合とは異なる規律が適用される。また、株式交付は、その制度趣旨から、株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となる場合に、その効力が生ずるものとするを想定しているが、株式交付手続外の事項や、株式交付の効力発生日に客観的かつ形式的な基準により判断することができない事項により、株式交付の効力が生ずるか否かが左右される場合には、利害関係者が不安定な地位に置かれる事態が生ずることも懸念され、法的安定性の観点から妥当でないと考えられる。そのため、株式交付の利用の可否は、株式交付の実行前に客観的かつ形式的な基準によって判断することができるようにすることが適当であると考えられる。しかし、他の株式会社が会社法施行規則第3条第3項第2号又は第3号に掲げる場合における子会社に該当することとなるかどうかを判断するためには、株式交付親会社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められることとなる者が有している議決権の数や、株式交付の効力が発生した後に株式交付子会社の取締役会に占める株式交付親会社の役員等の数など、必ずしも株式交付の実行前には存否を確認することができない株式交付手続外の事情を考慮したり、実質的な判断をしたりすることが必要となる。したがって、上記()のように他の株式会社を同項第2号又は第3号に掲げる場合における子会社とする場合についても株式交付を利用することができるものとするのは困難であると考えられる。

さらに、部会資料15の（第2の補足説明）2にも記載したとおり、仮に、持分会社を株式交付子会社とする株式交付もすることができるものとする場合には、株式交付の利用の可否を株式交付の実行前に客観的かつ形式的な基準によって判断することができないことから、上記()のように買収先が持分会社である場合についても株式交付を利用することができるものとするのは困難であると考えられる。

そこで、本文においては、株式交付を利用することができる場面について変更を加えずに、試案第3部第2のような規律を設けるものとするを提案している。

3 株式交付子会社の株主の保護について

- (1) パブリックコメントにおいては、株式交付は、株式交付子会社にとっては、新たな親会社を作り出す行為である以上、株式交付子会社においても株主総会決議を要求すべきであるという意見や、株式交付子会社の株主全員に対して譲渡しの申込みの勧誘をすること又は一定事項を当該株主全員に通知すること若しくは公告することを株式交付親会社に義務付けるべきであるという意見など、株式交付子会社の株主の保護規定を設けるべきであるという趣旨の意見があった。

他方で、パブリックコメントにおいては、株式交付子会社については、株式譲渡の主体ではないことから、特段の手續を要しないとしても問題はないという意見や、株式交付子会社の株主の保護については、金銭を対価とする買収においても同様の問題が存在することから、現行法との整合性という観点からは、株式交付のみについて株式交付子会社の株主の保護のための手續規定を設けることは、必須とまでは言えないという意見、株式交付子会社の株主の保護は、当該会社の設立準拠法のルールや、当該会社の株式につき流通市場が存在する場合には、公開買付規制等当該市場を規律するルールによって図られるのが適切であり、これらのルールが必ずしも日本法になるとは限らないことから、株式交付子会社において必要となる特段の手續を定めないことに賛成するという意見等もあった。

株式交付においては、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものではなく、当該株式を有する者から個別に譲り受けるものであり、その実質は株式交付子会社の株式の有償の譲渡又は現物出資と異ならない。会社法上、どの株主からどの程度の数の株式をどのような対価で譲り受けるかは、原則として、譲渡人と譲受人との間の合意により定めることができ、株式の有償の譲渡又は現物出資の条件については、その当事者でない株式交付子会社の株主は知ることができず、株主の意思に基づく株式の譲渡（現物出資財産としての株式の給付を含む。）に伴い当該株式を発行する株式会社の親会社に異動が生ずる場合についても、譲渡人以外の株主の保護のための手續に関する規律は、株式の譲渡制限を除き、設けられていない。株式の譲渡しの機会の確保を含めた株主の平等な取扱いの確保や少数株主が不安定な地位に置かれることの防止等については、株式交付についても別途適用があり得る公開買付規制に関する規律によって対応される問題であると考えられる。そもそも、ある株式会社の株式が現物出資財産として給付される場合について、現物出資財産の給付者以外の株主の保護のための規律が設けられているわけではないことを踏まえると、検査役の調査（同法第207条）や募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任（同法第212条、第213条）に相当する規律の適用はないものとした上で、株式会社が株式を対価とする買収をより円滑に行うことができるようにするという株式交付制度の導入に当たって、譲渡人以外の株主の保護のための手續に関する規律を設けることについては、慎重に検討する必要があると考えられる。

そこで、本文においては、株式交付子会社の株主の保護についての規律を設けるなどの変更を加えずに、試案第3部第2のような規律を設けるものとするを提案している。

- (2) パブリックコメントにおいて、試案第3部第2については、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込者に対し、株式交付親会社が作成する対価の相当性に関する書面を閲覧謄写する権利を付与することも検討すべきであるという意見があった。

株式交付親会社については、試案第3部第2の5のとおり、株式交換における株式交換完全親株式会社と同様に、事前開示事項を記載した書面等を本店に備え置かなければならないものとするを想定している。しかし、その目的は、株式交付親会社の株主及び債権者に対し、株主総会における議決権、債権者の異議申述権等の権利行使の判断に必要な情報を提供させることにあり、株式交付子会社の株式の譲受けにおいて株式交付親会社の相手方当事者である譲渡しの申込者に対し、上記のような目的で株式交付親会社が備え置く書面等を閲覧謄写する権利を付与することは、その制度趣旨に照らして疑問があると考えられる。

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して提供する情報を充実させるという観点から手当てをするとすれば、株式交付においては、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの判断に必要な情報提供については、試案第3部第2の3による通知により図ることを想定していることから、試案第3部第2の3により通知しなければならない事項を追加することが考えられる。

株式交付は、株式交付親会社に対して譲り渡される目的物が株式交付子会社の株式、新株予約権及び新株予約権付社債に限定されている一方で、それらの譲渡人に対して対価として交付されるものが株式交付親会社の株式に限られない点において、募集株式の発行等と異なる。そこで、募集株式の発行等の場合よりも、株式交付に際して交付される対価について株式交付親会社が通知すべき内容を拡充するものとし、例えば、株式交付親会社の株式でない金銭等を対価として交付する場合には、当該対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号、第4項第2号から第5号まで参照）を通知しなければならないものとするなどが考えられる。しかし、対価の相当性に関する事項（同条第1項第1号、第3項参照）まで通知しなければならないものとするについては、上記と同様に、株式交付子会社の株式の譲受けの当事者である株式交付親会社が、その相手方当事者となろうとする者に対し、その者の保護の観点から、自らが交付する対価の相当性に関する事項を通知しなければならないものとするということに、そもそも疑問があり得ることから、慎重に検討する必要があると考えられる。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

試案第3部第3の1のような規律を設けるものとするので、どうか。【151頁以下】

（補足説明）

パブリックコメントにおいて、試案第3部第3の1のような規律を設けることについては、大学、弁護士会、経済団体、機関投資家等からこれに賛成する意見が多く寄せられ、これに反対する意見はなかった。これに賛成する意見は、現行法における和解に関する手続は不明確であるため、規律を設けて手続の明確化を図ることは適切であることや、取締役等の責任の一部免除に関する議案を提出する場合には、監査役等の同意を得なければならないとされており、また、監査役設置会社等が取締役等を補助するために当該取締役等の責任を追及する訴えに係

る訴訟に（補助参加人として）参加する場合には、監査役等の同意を得なければならないとされていることとの平仄からも相当であることなどを理由として挙げている。

そこで、本文1においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、試案第3部第3の1のような規律を設けるものとすることを提案している。

2 議決権行使書面の閲覧等

- (1) 試案第3部第3の2 アのB案のような規律を設けるものとするので、どうか。【156頁以下】
- (2) その他については、試案第3部第3の2のような規律を設けるものとするので、どうか。【154頁以下】

（補足説明）

1 本文2(1)について

パブリックコメントにおいて、試案第3部第3の2 アについては、A案に賛成するものとB案に賛成するものとの意見が分かれたが、個人を中心として、B案に賛成する意見が相対的に多かった。

株式会社は、会社法第311条第4項の請求を行う株主が株主総会の招集の手續又は決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったときは、これを拒むことができるものとするA案に賛成する意見は、議決権行使書面の閲覧謄写請求は、株主総会の決議が適法かつ公正にされることを担保するための制度であり、その後予定された株主総会の決議の取消しの訴えなどに利用するために株主総会の招集又は決議が適法にされたか否かを調査する目的で利用されるべきあって、その制度趣旨と離れた目的による請求は、認めるべきでないということを経験とするものが多かった。

他方で、株式会社は、会社法第311条第4項の請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときは、これを拒むことができるものとするB案に賛成する意見は、株主名簿の閲覧謄写請求において認められている範囲よりも閲覧謄写を制限するような規律は、閲覧謄写請求権の濫用的な行使を制限するという趣旨に照らして過剰な制限となるということを経験とするものが多かった。また、B案に賛成するとは明示しないものの、A案に反対するという意見も含め、A案を採ることにより、同じ意見を持つ株主と出会い幅広い議論をするために議決権行使書面を閲覧等することが認められないこととなれば、少数株主による株主提案そのものを否定することにつながるという趣旨の意見も多かった。

さらに、パブリックコメントにおいては、そもそも、試案第3部第3の2のように、一定の場合において議決権行使書面の閲覧等を制限すること自体についても、意見が分かれており、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対応することができるようにすべきであることを理由として、これに賛成する意見も多かったが、数の上では、個人を中心として、これに反対する意見の方が相対的に多かった。そして、これに反対する意見の理由としては、議決権行使書面の閲覧は少数株主が共同で株主提案をするために不可欠であり、議決権行使書面の閲覧請求権が制限されると、自らの株主提案に賛同していた株主に連絡し、共

同提案者となることを依頼するという手法で株主提案をすることができなくなるという指摘が多かった。

試案第3部第3の2のように、一定の場合において議決権行使書面の閲覧等を制限する趣旨は、その議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対応することができるようにすることにあり、これを過剰に制限することは妥当でない。そして、パブリックコメントにおいて寄せられた意見のように、現状、自らの株主提案に賛同した株主を覚知し、共同で株主提案をすることを勧誘するために議決権行使書面を閲覧等するということが少なからず行われているようである。また、パブリックコメントにおいては、A案を採った場合には、株主による効率的な委任状の勧誘等が不可能となり得る一方で、会社は、過去の株主総会における議決権行使結果を参照しながら一部の株主に対して委任状勧誘を行うことができ、経営者側と株主との間に情報格差を生じ、公平さを欠くこととなるという指摘もあった。株主が少数株主権の行使のために必要な持株要件を満たすために他の株主を募る目的や、株主総会の議案について委任状の勧誘を行う目的で議決権行使書面を閲覧等することは現行法上許容されており、パブリックコメントにおいて寄せられた上記のような意見を踏まえると、権利の濫用とまでは認められないそのような目的で行う閲覧等の請求を制限することについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

そこで、本文2(1)においては、試案第3部第3の2 アのB案のような規律を設けることを提案している。

2 本文2(2)について

試案第3部第3の2のその他の点については、パブリックコメントにおいて、これに賛成する意見が多数であった。そこで、本文2(2)においては、試案第3部第3の2 ア以外の点については、いずれも試案第3部第3の2のような規律を設けるものとすることを提案している。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

試案第3部第3の3のような規律を設けるものとするもので、どうか。【160頁以下】

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、試案第3部第3の3については、これに賛成する意見が多数であり、これに反対する意見はなかった。そこで、本文3においては、試案第3部第3の3のような規律を設けるものとすることを提案している。

4 新株予約権に関する登記

試案第3部第3の4について、どのように考えるか。【161頁以下】

(補足説明)

パブリックコメントにおいて、試案第3部第3の4については、A案に賛成するものとB案に賛成するものに意見が分かれた。

会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は登記することを要しないものとするA案に賛成する意見は、当該事項は、登記事項として公示する必要性や意義に乏しいということを経由とするものが多かった。また、実務上、払込金額の算定方法につきブラック・ショールズ・モデルに関する詳細かつ抽象的な数式等の登記を要するなど、一般的に煩雑で申請人の負担になっているということを経由とするものも比較的多かった。

他方で、募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとし、例外的に、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとするB案に賛成する意見は、新株予約権の払込金額やその算定方式は、有利発行該当性や不公正発行該当性等の判断要素となるものであり、差止請求（同法第247条）や取締役等に対する責任追及（同法第285条、第286条等）の資料となる可能性もあるため、登記により公示されるべきであるが、登記時までに払込金額が確定していれば、その払込金額を公示すれば足りるということを経由とするものが多かった。

そこで、本文4においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、新株予約権に関する登記事項のうち会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の登記について、どのように考えるかを論点として掲げている。

5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書【163頁以下】

(1) 登記簿に記録されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者その他一定の者に限り、その交付を請求することができるものとするについて、どのように考えるか。

(2) 前記(1)のような見直しをするものとする場合には、当該住所の確認について利害関係を有する者の範囲について、どのように考えるか。

（注）例えば、以下の者を、当該住所の確認について利害関係を有する者に含めるべきか否かについて、どのように考えるか。

株主

債権者

株式会社とこれから取引を開始しようとする者、訴えを提起するか否かを検討している者、訴えを提起しようとしている者

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき法人顧客の代表者住所を確認する必要がある特定事業者等

(3) 前記(1)のような見直しをするものとする場合には、弁護士、司法書士など、一定の資格を有する者は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要があるときは、株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所が記載された登記事項証明書の交付を請求することができるものとするに

ついて、どのように考えるか。

- (4) 試案第3部第3の5の(注)に関して、インターネットを利用して登記情報をオンラインで閲覧する場合には、株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所についての情報は提供しないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 本文5(1)は、試案第3部第3の5に関するものである。

パブリックコメントにおいては、これに賛成する意見が多数であったが、その中には、利害関係の疎明等の手続が煩雑にならないように留意する必要があるという意見や、代表取締役等の住所を確認することが必要となる者に対する不当な制限にならないように配慮すべきであるという意見もあり、また、弁護士、司法書士など、一定の資格を有する者にいわゆる職務上請求を認めることを条件に賛成するという意見もあった。他方で、代表取締役等の住所を登記事項とした趣旨が有名無実化するという理由や、「利害関係を有する者」の範囲が不明確であるという理由等から、これに反対する意見もあり、また、弁護士等にいわゆる職務上請求が認められない限り、反対するという意見もあった。

そこで、本文5(1)においては、株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者その他一定の者に限り、その交付を請求することができるものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

- 2 本文5(2)は、本文5(1)のような見直しをする場合における代表取締役等の住所の確認について利害関係を有する者の範囲に関するものである。

試案第3部第3の5について、パブリックコメントにおいては、代表取締役等の住所が記載された登記事項証明書の交付を請求することができる「利害関係を有する者」の範囲が不明確であるという指摘があり、また、「利害関係を有する者」に該当するか否かの判断に困難が伴い、法務局ごとに判断が異なったり、判断に時間が掛かるなどの支障が生ずるおそれがあるという指摘もあった。

さらに、登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者がその閲覧を請求することができるものとする登記簿の附属書類の閲覧の制度(商業登記法第11条の2)においては、「利害関係」は、事実上の利害関係では足りず、法律上の利害関係である必要があると解されているが、これは、登記簿の附属書類が、専ら、登記官が登記をするに当たり、その可否等の審査をするために必要な資料として提出されたものであって、登記事項のように公示を予定しているものではないことから、附属書類の閲覧が認められるには、閲覧を請求する者と当該附属書類を提出した者との関係や閲覧を請求する必要性等に照らし、これを閲覧することが相当であると認められる利害関係を有していることが必要であると考えられているためである。これに対して、代表取締役の住所は飽くまでも登記事項であることからすれば、代表取締役等の住所が記載された登記事項証明書の交付請求が認められる者の範囲を検討するに当たっては、登記簿の附属書類の閲覧の場合とは異なる考慮が必要であるという考え方もあり得る。

したがって、利害関係を有する者の範囲については、代表取締役等のプライバシーの保護の要請と代表取締役等の住所が記載された登記事項証明書等の交付を受ける必要性を考慮して総合的に検討すべきであるが、その検討に当たっては、代表取締役等の住所の確認が必要であると想定される一定の類型ごとに交付請求を認めるべきか否かを検討することが有用であると考えられることから、(注)において、パブリックコメントにおいて寄せられた意見等に現れた主な事例を から までの類型に整理した上、それぞれについて、利害関係を有する者に含めるべきか否かを論点として掲げている。

3 本文5(3)について

パブリックコメントにおいては、試案第3部第3の5のような見直しをする場合には、弁護士、司法書士など、一定の資格を有する者にいわゆる職務上請求を認めるべきであるという意見があった。これらの意見は、代表者に対する責任追及が必要となる案件においては、権利保全のため一刻を争うケースが少なくないことや、消費者被害案件等においては、迅速に代表者の住所を知ることができない場合には、相手方を特定することができず、訴えを提起することができなくなったり、訴えの提起が遅れて被害回復ができなくなるなどといったことになりかねず、現在の実務に悪影響をもたらすことなどを理由として挙げている。

なお、戸籍法においては、弁護士、司法書士等は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされ、この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名等及び依頼者が第三者請求をする場合において明らかにすべき事項を明らかにしなければならないこととされており(同法第10条の2第3項)、また、受任している事件について、所定の紛争処理手続の代理業務を遂行するために必要がある場合には、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにして戸籍謄本等の交付請求をすることができることとされ(同条第4項)、この場合には、依頼者の氏名や受任事件の詳細を明らかにする必要はないこととされている。

そこで、本文5(1)のような見直しをする場合において、弁護士、司法書士など、一定の資格を有する者は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所が記載された登記事項証明書の交付を請求することができるものとするについて、どのように考えるかを論点として掲げている。

4 本文5(4)は、試案第3部第3の5の(注)に関するものである。

登記情報を取得又は閲覧するための制度としては、登記事項証明書を取得する方法と、登記情報提供サービスに基づいてインターネットを利用して登記情報をオンラインで閲覧する方法とがある。そして、の方法としては、窓口において交付請求及び受領をする方法、郵送により交付請求及び受領をする方法、インターネットを利用してオンラインにより交付請求をし、窓口において又は郵送により受領をする方法がある。の方法においては、利用者が代表取締役等の住所を確認する正当な利益を有するか否かといった個別事情を判断することや、弁護士、司法書士など、一定の者をそれ以外の利用者と区別して取り扱い、代表取締役等の住所を含む登記情報を提供することはいずれも困難であり、インターネットを利用して登記情報をオンラインで閲覧する場合における代表取締役等の住所の取扱いについても、

登記事項証明書と同様の措置を講ずるとすれば、システム上の課題等も含め、なお検討を要する課題があり、少なくとも当面の間は、インターネットを利用して登記情報をオンラインで閲覧する場合においては、株式会社の代表取締役等の住所についての情報は提供しないものとする事とせざるを得ないと考えられる。

他方で、パブリックコメントにおいては、インターネットを利用して代表取締役等の住所を含む登記情報を取得することができなくなると、実務上の利便性が損なわれる上、弁護士等の正当な職務上の利用を阻害することとなるため、弁護士や司法書士が登記情報提供サービスを利用する場合には、代表取締役等の住所が記載された登記情報を取得することができる措置を講ずることが必要であるという意見もある。

そこで、インターネットを利用する場合においても、一定の者に限っては、代表取締役等の住所を含む登記情報を取得又は閲覧することができるものとする事については、引き続き検討する必要がある。

6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする事と、どうか。

【168頁以下】

(補足説明)

本文6は、試案第3部第3の6に関するものである。パブリックコメントにおいては、試案第3部第3の6については、これに反対する意見はなかった。そこで、本文6においては、会社法第930条から第932条までを削除するものとする事を提案している。